

第2部 水道統計資料

第5 水質の状況

1	定期水質検査	72
	(1) 保健所別実施状況	72
	(2) 施設別適合状況	74
2	水道原水及び一般飲料水水質検査実施状況	75
3	簡易専用水道の管理検査実施状況	76
	(付記) 管理検査の検査事項等	77

I 定期水質検査

(1) 保健所別実施状況

区分 保健所	上水道				簡易水道								専用水道				小計			
	施設数	検査件数	A		施設数	検査件数	A		施設数	検査件数	A		施設数	検査件数	A		施設数	検査件数	A	
			B	適合率(%)			B	適合率(%)			B	適合率(%)			B	適合率(%)			B	適合率(%)
水戸市	1	108	108	100.0									16	144	144	100.0	17	252	252	100.0
中央	5	241	238	98.8									11	122	117	95.9	16	363	355	97.8
ひたちなか	6	611	608	99.5	6	84	84	100.0					18	261	252	96.6	30	956	944	98.7
日立	3	105	105	100.0	2	24	24	100.0					12	215	213	99.1	17	344	342	99.4
潮来	5	453	453	100.0									14	73	70	95.9	19	526	523	99.4
竜ヶ崎	6	180	180	100.0					2	12	11	91.7	47	324	322	99.4	55	516	513	99.4
土浦	4	120	120	100.0					8	97	88	90.7	26	186	181	97.3	38	403	389	96.5
つくば	3	156	156	100.0					82	917	601	65.5	50	328	313	95.4	135	1,401	1,070	76.4
筑西	5	252	252	100.0					17	192	178	92.7	15	105	105	100.0	37	549	535	97.4
古河	4	130	130	100.0									13	76	74	97.4	17	206	204	99.0
計	42	2,356	2,350	99.7	8	108	108	100.0	109	1,218	878	72.1	222	1,834	1,791	97.7	381	5,516	5,127	92.9

区 分 保健所	小 規 模 水 道				簡 易 専 用 水 道				小 簡 易 専 用 水 道				小 計				合 計			
	施 設 数	検 査 件 数	A B	適 合 率 (%)	施 設 数	検 査 件 数	A B	適 合 率 (%)	施 設 数	検 査 件 数	A B	適 合 率 (%)	施 設 数	検 査 件 数	A B	適 合 率 (%)	施 設 数	検 査 件 数	A B	適 合 率 (%)
水 戸 市	16	8	8 0	100.0	533	175	175 0	100.0	488	87	86 1	98.9	1,037	270	269 1	99.6	1,054	522	521 1	99.8
中 央	47	50	47 3	94.0	243	49	49 0	100.0	104	40	40 0	100.0	394	139	136 3	97.8	410	502	491 11	97.8
ひ たち な か	23	26	24 2	92.3	472	173	172 1	99.4	321	73	70 3	95.9	816	272	266 6	97.8	846	1,228	1,210 18	98.5
日 立	26	46	44 2	95.7	242	100	99 1	99.0	169	73	69 4	94.5	437	219	212 7	96.8	454	563	554 9	98.4
潮 来	299	217	185 32	85.3	299	105	103 2	98.1	221	78	75 3	96.2	819	400	363 37	90.8	838	926	886 40	95.7
竜 ケ 崎	730	429	356 73	83.0	470	217	217 0	100.0	292	69	67 2	97.1	1,492	715	640 75	89.5	1,547	1,231	1,153 78	93.7
土 浦	183	138	126 12	91.3	368	113	112 1	99.1	265	68	65 3	95.6	816	319	303 16	95.0	854	722	692 30	95.8
つ く ば	223	278	169 109	60.8	558	167	167 0	100.0	332	64	60 4	93.8	1,113	509	396 113	77.8	1,248	1,910	1,466 444	76.8
筑 西	145	203	164 39	80.8	226	108	106 2	98.1	108	34	34 0	100.0	479	345	304 41	88.1	516	894	839 55	93.8
古 河	38	34	32 2	94.1	245	127	125 2	98.4	118	74	71 3	95.9	401	235	228 7	97.0	418	441	432 9	98.0
計	1,730	1,429	1,155 274	80.8	3,656	1,334	1,325 9	99.3	2,418	660	637 23	96.5	7,804	3,423	3,117 306	91.1	8,185	8,939	8,244 695	92.2

- (注) 1 施設数は令和5年3月31日現在で認可、確認等を受けている水道施設。
2 「A」：水質基準適合件数、「B」：水質基準不適合件数
3 令和2年4月1日から水戸市が中核市に移行し、水戸市において「水戸市保健所」を設置したことに伴い、茨城県水戸保健所の名称は、「茨城県中央保健所」に変更された。合わせて、水戸市は、水戸市保健所に移管された。

(2) 施設別適合状況

水道 法 対 象 施 設	区分		施設数	検査 件数	適合 件数	適合率 (%)	不 適 合 件 数															
	施設種別						一般 細菌	大腸菌	亜硝酸 態窒素	硝酸・ 亜硝酸 態窒素	鉄	マンガン	塩化物 イオン	硬度	蒸発 残留物	有機物 等	pH値	味	臭気	色度	濁度	その他
	上	水道										1					1					4
法 対 象 施 設	簡易水道	公 営	8	108	108	100.0																
		非 公 営	109	1,218	878	72.1	25		8	3	65					9	260	4	9			
	専 用 水 道						2.05		0.65	0.24	5.33				0.73	21.34	0.32	0.73				
			222	1,834	1,791	97.7	3	1			6			2	2	6	8	21				
	計						0.16	0.05			0.32			0.10	0.10	0.32	0.43	1.14				
			381	5,516	5,127	92.9	28	1	8	3	72			3	11	266	12	34				
						0.50	0.01	0.14	0.05	1.30			0.05	0.19	4.82	0.21	0.61					
確 茨 保 城 に 関 す 安 る 全 条 例 対 象 施 水 設 の	区分		施設数	検査 件数	適合 件数	適合率 (%)	不 適 合 件 数															
	施設種別						一般 細菌	大腸菌	亜硝酸 態窒素	硝酸・ 亜硝酸 態窒素	鉄	マンガン	塩化物 イオン	硬度	蒸発 残留物	有機物 等	pH値	味	臭気	色度	濁度	その他
	小 規 模 水 道	1,730					1,429	1,155	80.8	69	17	15	28	42		1	2	16	8	126	24	9
	簡 易 専 用 水 道	3,656	1,334	1,325	99.3	4.82	1.18	1.04	1.95	2.93		0.06	0.13	1.11	0.55	8.81	1.67	0.62				
						5	1			3								2	1			
	小 簡 易 専 用 水 道	2,418	660	637	96.5	0.37	0.07			0.22							0.14	0.07				
						13	1			5				2	2	7	3					
計	7,804	3,423	3,117	91.1	1.96	0.15			0.75				0.30	0.30	1.06	0.45						
					87	19	15	28	50		1	2	16	10	128	24	9	13				
					2.54	0.55	0.43	0.81	1.46		0.02	0.05	0.46	0.29	3.73	0.70	0.26	0.37				

(注) 1 不適合件数欄の下段は、不適合率(%)を示す。

2 簡易専用水道の定期水質検査は、条例の規定に基づいておこなわれているため、条例対象施設として区分した。

2 水道原水及び一般飲料水水質検査実施状況

区分 保健所	上水道				簡易水道								専用水道				計				一般飲料水(飲用井戸等)											
	施設数	検査件数	A		適合率(%)	公営				非公営				施設数	検査件数	A		適合率(%)	施設数	検査件数	A		適合率(%)	理化学検査			細菌検査			理化学+細菌		
			B	適合率(%)		施設数	検査件数	B	適合率(%)	施設数	検査件数	B	適合率(%)			施設数	検査件数				B	適合率(%)		検査件数	A	適合率(%)	検査件数	A	適合率(%)	検査件数	A	適合率(%)
水戸市	1	48	0	0.0										16	7	5	71.4	17	55	5	9.1	135	109	80.7	135	88	65.2	135	82	60.7		
中央	5	46	24	52.2										11	20	17	85.0	16	66	41	62.1	350	245	70.0	350	233	66.6	350	207	59.1		
ひたちなか	6	193	143	74.1	6	7	1	14.3						18	25	21	84.0	30	225	165	73.3	292	193	66.1	292	193	66.1	292	193	66.1		
日立	3	52	24	46.2	2	2	0	0.0						12	12	5	41.7	17	66	29	43.9	224	167	74.6	224	169	75.4	224	157	70.1		
潮来	5	12	7	58.3										14	6	4	66.7	19	18	11	61.1	647	431	66.6	647	493	76.2	647	402	62.1		
竜ヶ崎	6	12	12	100.0					2	1	1	100.0	47	51	40	78.4	55	64	53	82.8	731	492	67.3	731	561	76.7	731	475	65.0			
土浦	4	10	7	70.0					8	8	5	62.5	26	18	15	83.3	38	36	27	75.0	284	190	66.9	284	215	75.7	284	183	64.4			
つくば	3	22	17	77.3					82	1	1	100.0	50	35	20	57.1	135	58	38	65.5	313	157	50.2	313	214	68.4	313	160	51.1			
筑西	5	27	2	7.4					17	1	1	100.0	15	10	7	70.0	37	38	10	26.3	244	159	65.2	244	188	77.0	244	155	63.5			
古河	4	29	2	6.9									13	7	3	42.9	17	36	5	13.9	113	64	56.6	113	79	69.9	113	59	52.2			
計	42	451	238	52.8	8	9	1	11.1	109	11	8	72.7	222	191	137	71.7	381	662	384	58.0	3,333	2,207	66.2	3,333	2,433	73.0	3,333	2,073	62.2			
			213				8				3				54				278			1,126			900				1,260			

- (注) 1 施設数：令和5年3月31日現在で認可、確認等を受けている施設数
 2 「A」：水質基準適合件数、「B」：水質基準不適合件数
 3 一般飲料水の「理化学+細菌」：理化学検査及び細菌検査の件数(理化学検査と細菌検査を同時に実施した場合には1件として計上、再掲)
 4 水道水源の適合率は参考値(原水是水質基準の適用は受けない)

3 簡易専用水道の管理検査実施状況

区分 保健所	施設 数	検査 件数 率 (%)	A B 適合 率	検査事項別不適合状況																								
				施設の外觀検査（受水槽）								施設の外觀検査（高置水槽）								給水 管等	水質検査					書類	その他	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17	18	19	20	21			22
水戸市	533	430 (80.7%)	378 52	87.9	5	6	4	17	21	5	5	2		5	2	18	22	7	6									
中央	243	160 (65.8%)	138 22	86.3	6	2	4	10	9	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1									
ひたちなか	472	346 (73.3%)	285 61	82.4	11	11	6	13	23	4	4	1	2	1		1	19	1	12									
日立	242	210 (86.8%)	180 30	85.7	4	7		10	11	3	2	3		5		6	8	2	5						1	1		
潮来	299	207 (69.2%)	177 30	85.5	7	6	2	11	10	1	8	2	1	2	2	6	5		3								1	
竜ヶ崎	470	380 (80.9%)	320 60	84.2	17	7	1	12	19	3	13	7	1	3	1	1	7	1	5		4						1	
土浦	368	251 (68.2%)	216 35	86.1	5	8	1	9	11	1	5	3	1	5	1	4	7		8									
つくば	558	379 (67.9%)	318 61	83.9	23	8	5	13	15	6	10	4		1	1	2	9	3	4									
筑西	226	162 (71.7%)	124 38	76.5	3	11	2	9	19	2	1	2		2	2	4	10		4									
古河	245	189 (77.1%)	158 31	83.6	3	1	2	6	7	6	2	3	1	3	2	3	10		2						1		1	
計	3,656	2,714 (74.2%)	2,294 420	84.5	84	67	27	110	145	32	51	28	7	28	13	47	99	16	50		4			2	1	2	1	
					3.1	2.5	1.0	4.1	5.3	1.2	1.9	1.0	0.3	1.0	0.5	1.7	3.6	0.6	1.8		0.1			0.1	0.0	0.1	0.0	

- (注) 1 「A」：適合件数、「B」：不適合件数
 2 検査事項別不適合状況欄の下段は、不適合率(%)を示す。
 3 検査事項別不適合状況1～25は、付記参照。

(付記) 管理検査の検査事項等 (出典: H15.7.23 厚生労働省告示第262号 (最終改正 R1.6.28 厚生労働省告示第48号))

		番号	検査事項	判定基準等
施設及びその管理の状態に関する検査	施設の 外観検査 (受水槽)	1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
		2	受水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が、固定され、防水密閉されていること。
		3	受水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
		4	受水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管施設が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
		5	マンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
		6	オーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
		7	通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
		8	水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。

		番号	検査事項	判定基準等	
施設及びその管理の状態に関する検査	(高置水槽)	9	水槽の周囲の状態	1と同じ。	
		10	高置水槽本体の状態	2と同じ。	
		11	高置水槽上部の状態	3と同じ。	
		12	高置水槽内部の状態	4と同じ。	
		13	マンホールの状態	5と同じ。	
		14	オーバーフロー管の状態	6と同じ。	
		15	通気管の状態	7と同じ。	
		16	水抜管の状態	8と同じ。	
		17	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	
		(その他)	18	臭	気
	19			味	異常な味が認められないこと。
	20			色	異常な色が認められないこと。
	21		色	度	5度以下であること。
	22		濁	度	2度以下であること。
	23		残留塩素		検出されること。
	24		書類の整備保存の状況		簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。
	その他	25	その他		上記以外で衛生上問題があると判断した場合。